

2011.12.20.口頭原稿

消費者による食品表示の一元化

NPO 食品安全グローバルネットワークの中村です。普段は、鈴鹿医療科学  
大学薬学部の医薬品・食品安全学研究室の教員をしております。

主な問題と課題は、次の通りです。

食品表示につきましては、大変複雑な制度でして、この図のように重層的に  
なっております。農林水産省は、JAS 法の拡大、食品安全委員会の設置、消費  
者庁の設置と事ある毎に、「焼け太り」という障地拡大をしてきました。

その上、わが国は、欧米からの規制緩和の要求に応じておりまして、大変歪  
んだ形になっております。制度的な点につきましては、お二人が既に述べられ  
ていますので割愛します。

こうした制度的な欠陥につけ込んで、事業者が複雑なレシピ、製法や保存温  
度変更食品にみられるような複雑な流通を行なっていることを隠し、消費者に  
開示する情報量を減らす方向へと制度の改悪を狙っていると思えてなりません。

この図は、農水省が 3 年前に公表したものです。欧米が狙います日本市場は、  
医薬品の約 10 倍の 80 兆円に達しております。生鮮、一次加工品、最終製品を  
合わせた輸入金額は、この時点で既に 5.6 兆円です。その後、特に福島第一原  
発の事故後から急速に伸びています。

私は、食品関係事業者が行なっている複雑な食品の実態について説明します。

- (1) 売り場を占拠した保存温度変更食品
- (2) 多種類の食品添加物、農薬等の使用

(3)遺伝子組換え食品、クローン、食品照射のような未評価技術の多用。

(4)複雑な流通過程、あるいは生産の海外シフト 　　　　　　です。

午後9時の大阪市内のスーパーマーケットの鮮魚コーナーの隣の棚の写真です。保存温度変更食品のオンパレードです。「焼きししやも味酥」を例にします。配布資料の最後に、「塩さば」の例を記載しております。ノルウエー沖で採取され、多分、中国の大連<sup>だいいん</sup>に運ばれて処理され、個別包装されてから冷凍されました。中国の工場名と住所が表示されていません。在庫状況に対応して、日本に輸入され、保存温度が変更され、スーパー内の冷蔵棚に並べられました。

仮に、ノルウエー沖から日本に直接輸入され加工されたとすれば、原産地である「ノルウエー沖」と「製造者の住所・氏名」が表示されるのみで、極めてシンプルです。

POSシステムにより、在庫状況に対応して解凍されます。表示も賞味期限から消費期限に変更されます。昨年2月の厚労省の全国食品衛生関係主管課長会議での東京都千代田区の質問が公開されていますが、厚労省の回答は定かではありません。厚労省と農水省による期限表示の統一の議論の中で検討されたのでしょうか？ どのような科学的根拠で、こうした食品の期限表示が設定されているのでしょうか？

このような保存温度の変更は、弁当や惣菜でもみられます。唐揚げ弁当の唐揚げ、<sup>とり</sup>鶏そぼろ丼の鶏そぼろ等、弁当の冠となる食材の原産地は表示されるべきです。

先日の朝日新聞に中国の食品事情の記事がありました。既に、中国衛生部は食品に使用される可能性のある化学物質を示し警鐘を鳴らしています。第2次のリストも公表されました。不衛生な工場で抗生物質を使用して食品が生産さ

れ、その証拠を隠蔽するためにβ-ラクタマーゼが使用される可能性があります。私は、「豚の角煮を食べてドーピング」は笑えない話であると「食と消費者の権利」書きました。動物用医薬品クレンブテロールの心配が的中し、昨年 8 月、ドイツの著名な卓球選手が興奮剤・筋肉強化剤成分検出によるドーピングとなりました。

中国問題については、日中食品安全推進イニシアティブが開催されるようになりましたので、これも注視する必要があります。私は、決して「反中国」ではありません。その証拠に、中国の衛生部等との交流が雑誌に掲載されています。

こうした様々な問題を内包する保存温度変更食品を買うか、買わないかは皆様の判断です。

配布資料に、3 品目のレシピを掲載しました。肉を使用していないコロケです。着色された大豆製の粒状たん白と牛脂がミンチ肉の替わりです。牛肉は使用されていません。

2 袋で 1 袋分の値段のウインナー・ソーセージは、水、ラード、でん粉で増量されます。ハムも同様です。写真は、国連プロジェクトの麻薬代替作物の利用を目指したペルー・アマゾンの工場です。アナトー色素は水銀汚染の可能性がありますので、私の提案で国際的な規格が定められていますが、日本は規制していません。

ノンオイルドレッシングには、遺伝子組換え技術を使用したキサントガムが使用される可能性があります、表示の対象ではありません。グァーガムの、ダイオキシン問題は完全解決には至っておりません。わが国も検査するように厚労省と消費者庁に申し入れました。これらは、「増粘多糖類」と表示されますので、こうした食品添加物が使用されたことすら消費者には分かりません。

加工食品の日持ちの向上にグリシンが多用されます。グリシンには「塩なれ」効果があります。食塩の過剰摂取に繋がります。「コンビニ生活 1 週間」の事例です。

このように食品添加物は多用され、1 兆円の市場になりました。また、食塩の固結防止のフェロシアン化合物の指定に始まる「国際調和」や企業からの指定要請により、近年、急激に品目が増加しています。食品衛生学では、「約 350 品目」と教えてきましたが、今や 2 割アップの 421 品目です。さらに、米国等の圧力により、収穫後に使用される農薬（ポストハーベスト）フルジオキシニルが新に指定されました。アゾキシストルビンも指定要請されました。こうした動きは TPP の陰に隠れて、殆ど報道されていません。3 月の米国 USTR の厳しい 2 種類（PSP、TB）の要求も大手マスコミは殆ど報道しません。

ポストハーベストに限らず、農薬や飼料用添加物も急速に品目を拡大しています。どのような農薬や抗生物質、ホルモン剤が残留しているかは、表示されていませんので消費者にはわかりません。

未評価技術の最たるものが遺伝子組換え食品です。12 月 6 日の新聞報道です。未審査の遺伝子組換え食品添加物（調味料ですが）が、長年に渡って使用されてきたことが明らかになりました。なぜ、5 年間もの長期に渡って、未審査の遺伝子組換え食品添加物が流通したのでしょうか？ 2 品は本当に安全でしょうか？ なぜ、今回は食品衛生法違反の食品を回収させないのでしょうか？

遺伝子組換え技術を使用した食品添加物は、2 群に分かれます。健康影響評価の対象となるものと健康影響評価の対象にならないものです。食品安全委員会の健康影響評価の対象にならないと考えられるものでも、厚労省経由で資料等を提出する等の手続きが必要です。それを無視して販売した GF-2（これは、β糖の一種ですが）が、2008 年 3 月に問題となり回収されました。現在、そ

の事業者はその事業から撤退したと思います。では、なぜそのとき厚労省は他の食品添加物をチェックしなかったのでしょうか？ なぜ、事業者は輸入・販売する商品をチェックしなかったのでしょうか？ 両者のコンプライアンスにかかわる重大な問題です。所詮、「表示は必要ない」と考えているぐらいでしょう。

私は、中国やベトナムから輸入される米粉を使用した加工食品についても大変心配しています。米の遺伝子組換え技術が進歩しているからです。

「未評価技術については、消費者も入れた食品安全委員会で安全性をキチンと評価すること。未評価技術を使用した食品を食べない権利の擁護のためにキチンと表示させること。」を求めたいと思います。

福島第一原発事故に関しては、汚染食品による内部被曝を防止することが大事です。暫定規制値を超える品目が拡大し、出荷停止となる汚染米まで出る始末です。キチンとした検査機器で、公正な検査を実施し、暫定基準内であっても、10Bq/kg を超えるものについては表示してほしいと思います。

ベトナムで販売されている醤油には、「3-MCPD を含まない」の表示が見られます。クロロプロパンジオール類に対する規制と表示を求めたいと思います。

消費者、特に子どもの権利を守ることが求められます。タール系着色料を使用した子ども用の菓子や飲料が販売されています。一方、英国を中心とする EU では、6 種のアゾ系色素については「〇〇色素は、子どもの行動や注意に有害かもしれない」と表示させています。さらに、そうした色素を代替することを食品事業者に求め、代替方法を PR しています。サリドマイド事件を受けて、国会で求められたタール系色素の催奇形性試験すら、実施されていない日本と大違いです。

デザートに使用されますカラギーナンは、安価な製法ですと小さな分子量のポリマーが生ずる可能性がありますので、国際的には「5万以下は、5%以下」と決め、EUでは離乳食には使用しないことになっています。添加物公定書の方法ではキチンと測定できませんし、日本では使用制限を設けておりません。また、離乳食への数種類の加工でん粉の使用についても、日本は制限されていません。

アレルギーを誘発するヒスタミン問題が深刻です。「旨い、旨い」と食される加工食品に多用され、大半が輸入されています。生産地のベトナム保健省を訪問し、対応を確認しました。40mg/100gという甘い世界基準が設けられました。日本はそのレベルの規制すら行なわれていません。高濃度のものも輸入されます。10mg/100g (100ppm) を超える食品・食品添加物には、表示させるべきです。

各国との経済連携協定の締結で、食品の輸入は益々拡大します。輸入を押し進めるための規制の緩和は止まるところを知りません。ベトナムから輸入される「えび類」の養殖に使用される除草剤トリフルラリンの規制を緩和することになりました。そのための健康影響評価が進められています。

「安全」よりも「輸入拡大」が優先されます。これは、TPP以前の問題であり、米国中心のTPPが進まなくても、各国とのFTAで食品の輸入は拡大するでしょう。

「表示」をテコにして、「食品の安全と安心」を求めていきたいと思います。